

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化

提案団体

川西市、兵庫県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。

具体的な支障事例

【現状】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、まだ事務手続の軽減・迅速化の余地がある。

【支障】

令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混乱が問題となった。

現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。

新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。

添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減し、セーフティネット保証及び危機関連保証制度に係る認定事務の迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスク軽減が図られる。

根拠法令等

特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市

○認定申請事務のオンライン化により、感染対策や審査事務の負担軽減が図れることや、自動点検が可能となり計算間違い等による訂正の必要が無くなるなどメリットがある。

○セーフティネット保証制度の認定事務は、来庁又は郵送により行っているが、今回のコロナ対策のように、全国的に影響のある事由によりセーフティネットが発動された場合、多くの申請が事業者からあるため、窓口が混乱することになる。認定事務自体は、複雑な作業ではないため、コロナ禍においては、移動や接触をなるべく避けるべきである。また、金融機関の速やかな融資実行事務の妨げにもなっている。

○現状、認定申請は郵送または窓口でしか受け付けていないため、事業主または代行金融機関の負担となっている。また、認定書の有効期限が1か月と定められている中では、受け取りに時間がかかることで、その後の融資実行までの手続が遅れ有効期限を失効することがある。また、全国一律の制度であるが、各自治体において独自様式を定めている場合もあり、代行金融機関が混乱している等の支障もあり、オンラインプラットフォーム構築により事務負担の軽減や手続の迅速化に高い効果が見込める。

○特に令和2年度は申請件数が多く、窓口申請者が殺到して対応に時間がかかった。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、デジタル化やオンライン化は必須であるが、市町村が単独でシステム構築・導入することは難しい。

○全国一律に押印廃止と法規定等整備するか、電子押印等、現行の行政システムに対応する必要がある。

○国がオンライン申請のプラットフォームを整備し、申請を一元化することで地方公共団体及び事業者の事務負担軽減に繋がる。ただし、地方公共団体、事業者の手続が煩雑になり、逆に双方の負担が増えることがないようなプラットフォームの構築を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプ構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンライン申請の全国展開は当市も希望しており、来年度の実装を目指しているとのこと期待している。プロトタイプ構築による実証事業の際は地方自治体の意見を聴取し、申請がより簡便な仕組みとなる様に実装をお願いしたい。

認定申請のオンライン化は事務手続の簡略化が目的のため、申請方法を電子申請のみで統一するべきである。申請方法をオンラインと紙媒体を併用すると地方自治体はかえって手続に労力が割かれることとなる。また、オンライン申請が実装された際、対応出来ない事業者は一定数いることが予想されるため、金融機関が代理申請できるなどの配慮が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

認定事務の電子化については、各市区町村に広く普及するよう、費用面も考慮して検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

プロトタイプ構築にあたっては、本年6月3～30日まで行った実証事業の参加市区町村の公募に参加表明をいただいた19市区町や19市区町の所在する都道府県等の意見を頂戴しながら行っているところ。実証事業に参加されない市区町村についても、具体的な課題をお持ちであれば、中小企業庁にご連絡いただきたい。来年度以降、本システムを利用する市区町村においては、原則、オンライン申請としていただくことを想定しているが、具体的には実証事業において検討したい。なお、オンライン申請の実装後についても、金融機関の代理申請（金融機関のワンストップ手続き）を原則にすることで認定手続きの一元化・迅速化へとつなげてまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号

288

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

【制度改正の必要性】

新型コロナウイルス感染拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。

令和2年度実績:第5項関連が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件

令和3年度実績:第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件

また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いものが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。

【支障の解決策】

セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもちろんのこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。

そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

商工会議所及び商工会が経営が厳しい中小企業者の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが出来る。また、認定機関を増やすことで、認定事務の迅速化にもつながる。

根拠法令等

中小企業信用保険法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、八王子市、岐南町、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市

○個人零細事業主などは、セーフティネット申請とともに、他の補助制度の案内や資金繰りといった経営相談も求められることがあるが、当市では対応が難しいため、商工会議所等を案内することになり事業主の負担となっている。認定窓口が当市のみのため、事務が集中し、かなりの負担となった。会議所等の経営支援機関でも行えるようになれば、その後の支援に繋げやすくなる。また、認定窓口の分散化は事務の一極集中を防ぐことになり、結果的に事務の迅速化に繋がる。その際は、各認定窓口で情報共有が可能になるよう、手続きのオンライン化、プラットフォーム化も合わせて実施してもらいたい。

○各申請を審査する際、事業者ごとに異なる事業内容や、売上高の算出を確認・理解するのに時間を要している。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、産官連携の考えのもと、市内中小企業の伴走型支援を実施している商工会議所や商工会を認定機関に追加することで、認定事務の迅速化が図られる。

各府省からの第1次回答

コロナ支援として実施された事業復活支援金の事前確認業務のように、商工会議所・商工会には、その時々の中小企業を取り巻く状況に応じて新たな業務を依頼しているところであり、そうした事務負担増と代替手段の有無を十分に考慮する必要がある。

コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定件数が大きく増大（約1万件（令和元年度）→100万件前後（令和2年度、令和3年度）し、市区町村の事務負担が増加した結果、融資の実行に遅れが生じたものと承知。しかしながら、一部自治体においてはその認定事務の電子化を行うことで事務負担を軽減していることから、まずは認定システム構築に向けた実証事業等を通じて、市区町村の事務の効率化の実現状況等を踏まえ検討する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

セーフティネット保証制度に係る認定件数については、ご承知のとおり令和2年度に爆発的に増加し、市区町村の事務負担や融資を希望する中小企業者への大きな支障が生じた。

今般のような感染症や災害、世界的な不景気は、今後も定期的に発生することが想定されるため、有事におけるセーフティネット保証制度の円滑な運用体制を構築しておくことが重要であると考えます。

現在は市区町村に限定されている認定機関に商工会議所・商工会が加われば、認定を受けることができる窓口が倍増することとなり、現在は市区町村に集中している事務が分散され、中小企業者への迅速な融資につなげることができる。

さらに、中小企業者の支援に関するノウハウを持つ商工会議所・商工会が認定を行うことで、中小企業者が認定申請の際に、ワンストップ的に各種支援制度の情報入手・申請手続等が可能になるといった、中小企業者にとってのサービス向上も実現することができる。

セーフティネット制度の認定事務の目的は、公的な第三者の関与による客観性の担保だと理解しているが、認定事務自体は、全国一律の基準に沿った、機械的なチェック作業と書類の添付確認作業に留まり、市区町村に裁量・判断の余地はないため、認定機関を市区町村に限定する必要はない。

システム構築による事務負担軽減についても、オフライン申請とオンライン申請の並行期間が出るのであれば、事務負担はむしろ増加することになりかねない。

上記のことから、当初提案のとおり商工会議所・商工会をセーフティネットの認定機関に加えるよう再考いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、事務電子化等の先行事例の紹介等も含め、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

市区町村の認定事務を商工会議所及び商工会に移管するのではなく、案件の内容や市区町村・商工会議所・商工会それぞれの事務負担に応じた対応ができるよう、認定機関の選択肢を増やすという観点から検討いただきたい。
認定機関の拡充について、商工会議所及び商工会の意向を踏まえて検討し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案募集検討専門部会でのご指摘を踏まえ、商工会議所、商工会への調査を実施し、その結果を踏まえ検討したい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。

なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供をすることが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの実態の把握が可能であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不要な事務が削減され、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、千葉県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市

○当市においても、事前協議に際して都道府県知事の異議申し立てを受けた事例がないことから、形式化した手続きだと感じており、制度改正が必要だと考えている。

各府省からの第1次回答

指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本提案に対しては、指定都市市長会のほか、中核市や事前協議先である都道府県側の意見も踏まえ対応を丁寧に検討する必要があると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としている」とのことですが、事前協議の内容についての法令上の基準は無いことから、実態としては、施設名、所在地、設置者の名称、利用定員等の基本的な情報のみの形式的な協議となっています。また、当市内の認定こども園において、市外(広域利用)児童の割合は、0.15%とごくわずかであるという実態から、都道府県知事による広域的な観点からの調整の必要性が低いと考えられます。

指定都市等における認定こども園の認可・認定については、法令に従い指定都市等が条例で認定こども園の設備及び運営の基準を定めていること、また、その他の審査基準についても法定されていることから、都道府県知事との協議を行わなくとも、指定都市等の判断により事務の執行は可能であります。

以上より、認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議は形式的なものになっているため、廃止することは問題ないと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

子ども・子育て支援事業計画の策定の段階で広域調整は行われていることから、認可・認定の段階にまで事前協議を行うのは指定都市等への関与が強すぎるのではないかと。

事前協議の結果、都道府県知事が広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から認定をしないよう要請された場合において、指定都市等では認定こども園法第3条及び第 17 条に規定されている要件を全て満たしているときに、指定都市等の長が当該申請について認可・認定をしないことができず、実質的に意味のない事前協議となっており、その点からも事前協議は不要ではないかと。

各府省からの第 2 次回答

指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本事前協議は、位置や施設、定員等の個別の状況を基に行われるべきものであり、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際の事前協議とは趣旨を異にするものである。

また、事前協議に際して、都道府県は、設置認可・認定そのものの適否以外の意見を述べることも可能であり、例えば、「今後の入園児の状況を考え特別な配慮を必要とする園児の受入れ体制も整えてほしい。」等といった意見を述べている例もある。そのため、設置認可・認定しないことができる場合に該当しないとしても、必ずしも「実質的に意味のない事前協議」となるわけではない。

提案団体の見解や、今回、都道府県や指定都市・中核市に意見等を照会した結果を踏まえると、本事前協議の趣旨が十分に認識されていないものと考えられる。

形式的なものとなっているという指摘は、上記から生じているものと考えられるところであり、今回の提案等を踏まえて、本事前協議の趣旨や協議の際に共有すべき事項を周知することとする。

なお、設置認可・認定しないことができる場合について見ても、例えば、認定・認可の際に特定教育・保育施設の利用定員の総数が特定教育・保育施設の必要利用定員総数を既に上回っているか、認定・認可によって上回ると認めるとき等は、指定都市・中核市は認可・認定しないことができるが、そうした認定こども園が令和元年度以降全くないと回答した指定都市・中核市は、指定都市・中核市全体の半数に満たないところである。